



第95号

平成27年4月

長崎県石木ダム建設事務所  
住所 東彼杵郡川棚町石木郷195-1  
電話 0956-82-5109

ホームページアドレス

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kasen-sabo/ishiki/>

## 長崎地裁が「石木ダムの付替県道工事に対する 通行妨害を禁止する仮処分」を決定

県は、昨年7月から8月にかけて、石木ダム建設事業にかかる付替県道工事に着工しようとしたしましたが、工事関係車両の出入口付近（県が管理している土地）において、事業に反対されている方々に通行を妨害され、職員や施工業者が現場に入ることはできませんでした。

繰り返し説得したにも関わらず、着工することができなかつたため、司法に判断を委ねることとし、昨年8月、長崎地方裁判所佐世保支部へ、通行妨害を禁止する仮処分の申立てを行いました。

この申立てについて、同裁判所は、去る3月24日、妨害行為を禁止する仮処分を決定しました。

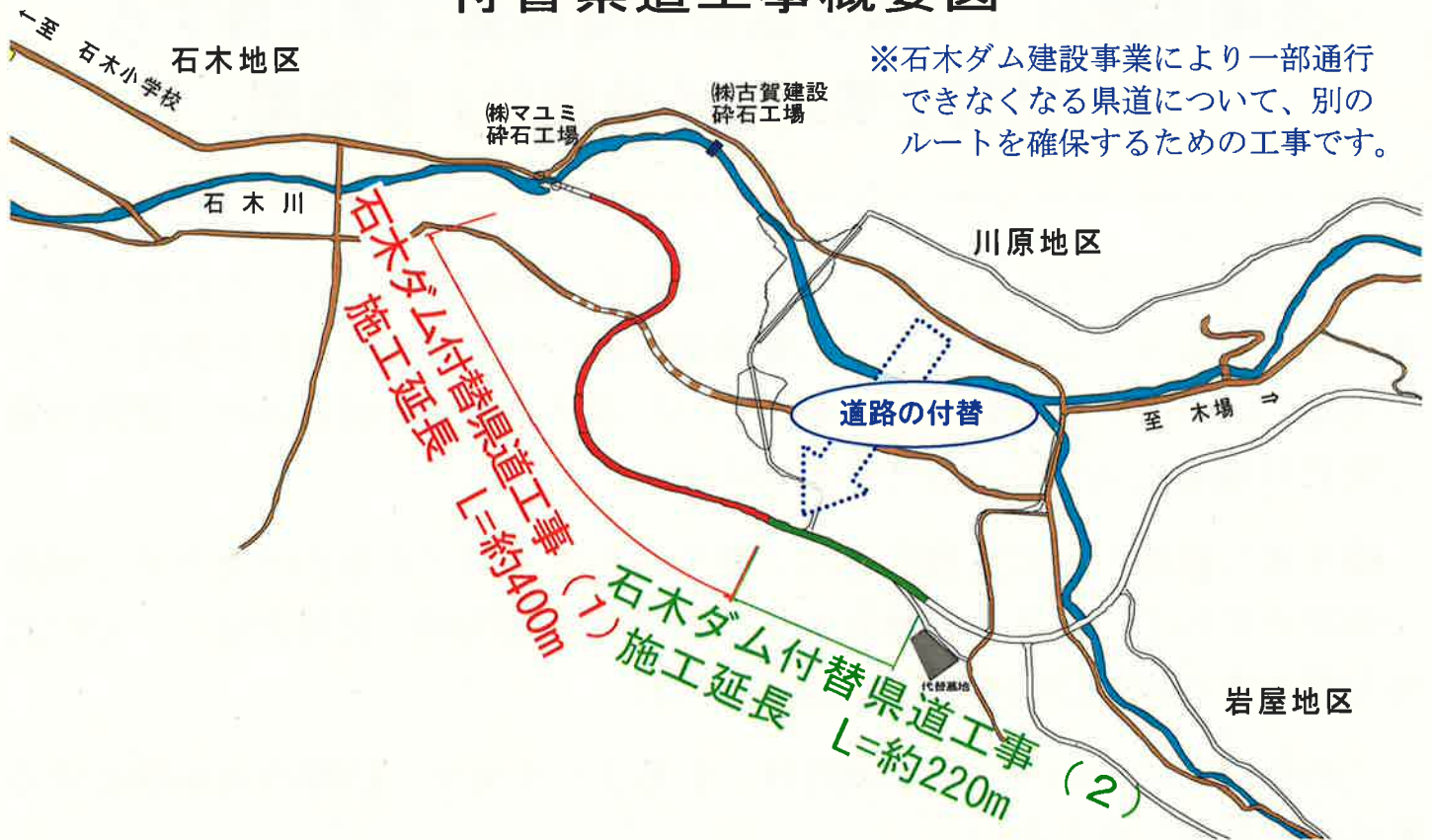
### 決定の内容

通行を妨害したとして、県が妨害禁止の申立てをしていた者のうち、妨害行為が認められた16名又は16名と意を通じた第三者は、立ち塞がり、座込み、自動車の駐車、テントの設置その他の方法により、県や県から委託を受けた者が、県が管理する土地を通路として使用することを妨害してはならない。

～決定に至るまでの経緯～

平成26年	3月	付替県道工事の契約（2工事）
〃	年 7月	付替県道工事に着工したが、妨害行為により中断
〃	年 8月	「通行妨害の禁止を求める仮処分」を申立て
〃	年 9月	審尋（計4回：9～12月）
平成27年	3月	仮処分の決定

### 付替県道工事概要図



#### <仮処分の決定を受けての知事コメント>

石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策や佐世保市の慢性的な水不足の解消のために必要な事業です。付替県道工事については、一時中断しておりましたが、県の主張が認められたことを受け、準備を整えてから、工事を再開したいと考えております。



石木ダムに対するご質問、ご意見等がありましたら下記連絡先にお寄せください。

石木ダム建設事務所  
長崎県土木部河川課

電話 0956-82-5109  
電話 095-823-3280